

○総務省令第六十一号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

総務大臣 林 芳正

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(デジタル基盤推進室、マイナンバー制度支援室及びサイバーセキュリティ対策室並びに本人確認情報保護専門官)

第二十二條 住民制度課に、デジタル基盤推進室、マイナンバー制度支援室及びサイバーセキュリティ対策室並びに本人確認情報保護専門官一人を置く。

〔2～7 略〕

〔削る〕

8 略

(ふるさと住民登録制度推進室及び地域情報化企画室)

第二十三條 地域政策課に、ふるさと住民登録制度推進室及び地域情報化企画室を置く。

2 ふるさと住民登録制度推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 住所地以外の地域と継続的に関わる者の情報システムへの登録を通じて地域の振興に関する制度の企画、立案、推進及び関係行政機関との連絡調整に関すること。

二 前号の制度に関する情報システムの整備及び管理に関すること。

3 ふるさと住民登録制度推進室に、室長を置く。

4 地域情報化企画室は、次に掲げる事務(ふるさと住民登録制度推進室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

〔一～三 略〕

5 略

(沖縄行政評価事務所に置く課等)

第二百六十七條 沖縄行政評価事務所に、次に掲げる課並びに管理官一人、評価監視官二人及び主任行政相談官一人を置く。

総務課

行政相談課

(総務課の所掌事務)

第二百六十八條 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

〔一 略〕

二 沖縄行政評価事務所の所掌事務に関する総合調整に関すること(管理官の所掌に属するものを除く。)

〔三～八 略〕

九 広報に関すること(管理官の所掌に属するものを除く。)

〔十～十四 略〕

(デジタル基盤推進室、マイナンバー制度支援室及びサイバーセキュリティ対策室並びに企画官及び本人確認情報保護専門官)

第二十二條 住民制度課に、デジタル基盤推進室、マイナンバー制度支援室及びサイバーセキュリティ対策室並びに企画官及び本人確認情報保護専門官それぞれ一人を置く。

〔2～7 同上〕

8 企画官は、命を受けて、地方公共団体の情報システムに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

9 同上

(地域情報化企画室)

第二十三條 地域政策課に、地域情報化企画室を置く。

〔新設〕

2 地域情報化企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

〔新設〕

2 地域情報化企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

〔一～三 同上〕

3 同上

(沖縄行政評価事務所に置く課等)

第二百六十七條 沖縄行政評価事務所に、次に掲げる課並びに評価監視官二人及び主任行政相談官一人を置く。

総務課

行政相談課

(総務課の所掌事務)

第二百六十八條 〔同上〕

〔一 同上〕

二 沖縄行政評価事務所の所掌事務に関する総合調整に関すること。

〔三～八 同上〕

九 広報に関すること。

〔十～十四 同上〕

〔削る〕

〔削る〕

十五 〔略〕

十六 〔略〕

〔管理官の職務〕

第二百六十九条の二 管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省及びデジタル庁の事務の総括に関すること。
 - 二 内閣法第二十六条の規定により沖縄行政評価事務所に属させられた事務
 - 三 法第二十五条第二項に規定する事務のうち総務大臣の定める事務
 - 四 広報に関する重要事項に関すること。
- 2 前項に掲げるもののほか、管理官は、命を受けて、沖縄行政評価事務所の所掌事務に関する特定事項についての総合調整に関する事務をつかさどる。

〔評価監視官の職務〕

第二百七十条 評価監視官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 一 三 略
- 〔削る〕
- 〔削る〕

附 則

第十一條 削除

第十三條 削除

〔沖縄行政評価事務所の管理官の職務の特例〕

第十八条 復興庁が廃止されるまでの間、第二百六十九条の二第一項第一号の規定の適用については、「各府省及びデジタル庁」とあるのは、「各府省、デジタル庁及び復興庁」とする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

十五 政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省及びデジタル庁の事務の総括に関すること。

十六 法第二十五条第二項に規定する事務のうち総務大臣の定める事務

十七 〔同上〕

十八 〔同上〕

〔新設〕

〔評価監視官の職務〕

第二百七十条 〔同上〕

- 一 一 三 同上
- 四 内閣法第二十六条の規定により沖縄行政評価事務所に属させられた事務
- 五 法第二十五条第二項に規定する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）のうち総務大臣の定める事務

附 則

（自治行政局住民制度課サイバーセキュリティ対策室の設置期間の特例）

第十一條 自治行政局住民制度課サイバーセキュリティ対策室は、令和十年三月三十一日までの間、置かれるものとする。

（自治行政局選挙部選挙課企画官の設置期間の特例）

第十三條 第二十六条の二第一項の企画官は、令和十年三月三十一日までの間、置かれるものとする。

〔沖縄行政評価事務所の総務課の所掌事務の特例〕

第十八条 復興庁が廃止されるまでの間、第二百六十八条第十五号の規定の適用については、「各府省及びデジタル庁」とあるのは、「各府省、デジタル庁及び復興庁」とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。